

徳島県選挙管理委員会告示第六十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年六月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
飯 泉 嘉 門	2 1 世 紀 あ す の 徳 島 を 創 る 会	主たる事務所の所在地	徳島市佐古一番町一四・一五	徳島市佐古一番町一六・四	令和六年六月一日